3 安全・安心

― 地域で支え合い、安全で安心して暮らせるまち ―

基本施策 1	消防・救急体制の充実	56
基本施策 2	防災機能の整備・強化	60
基本施策 3	防災危機管理の充実	62
基本施策 4	地域防災力の向上	66
基本施策 5	交通安全の推進	70
基本施策 6	防犯対策の充実	74
基本施策 7	消費生活の安全確保	76

11 住み続けられるまちづくりを

1 貧困をなくそう

3 すべての人に健康と福祉を

13 気候変動に具体的な対策を

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナーシップで目標を達成しよう

政策指標

基準値（令和3年度）		目標値（令和9年度）
78.7%	災害・犯罪・事故等の発生に際し、安全・安心に暮らせるまちだと思う市民の割合 ※4段階の内、上位2段階を選択した割合	87.0%

基本施策1　消防・救急体制の充実

あるべき将来の姿

継続的な訓練、資機材の整備のほか、救急救命士の育成強化や応急手当普及啓発活動の推進により災害時に消防力を最大限発揮できる体制が整っています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
救命率	7.7%	9.75%	7.7%

※国内において CPR（心肺蘇生法）が必要な傷病者の発生時にバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が心肺蘇生法を行い、救急隊が引き継いだ場合での１か月後の生存率

※維持目標

現状・これまでの取組

- 救急出動件数は、令和２年から令和３年にかけて新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い市民の衛生意識が向上したことによる急病人の減少をはじめ、不要不急の外出自粛による交通事故の減少といった市民の生活様式が変容したことにより、令和元年と比べ件数の減少が見られました。しかし、新型コロナウイルス感染症が第５類に引き下げられたことから、市民の生活が以前の様式に戻りつつあり、今後も増加していくことが予測されます。
- 全国各地で、東日本大震災などをはじめとした大規模な地震、過去に例のない集中豪雨など激甚化する自然災害、大規模な火災などの災害や高度化する救急医療事案が頻発しています。こうした状況下、消防職員の知識・技術の技能向上を図るため、消防の各所属に教育担当者を配置し、各種訓練や研修を行うことで、多角的な視点での人材育成に取り組んでいます。
- バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が安心して救命手当を行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた救命講習会の実施及び普及啓発活動を行っています。
- 職員の年齢構成において若手の割合が増えています。また、女性消防吏員を採用し、多様なニーズに対応できる消防体制の構築を目指しています。
- 社会環境の変化と価値観の多様化により、消防団員数が減少傾向にあるため、災害発生時において必要な団員数の確保が困難となっています。
- 地域防災力の要である消防団第 23・24 分団（林地区）の詰所を新たに建設し、消防体制の充実強化を図りました。また、愛郷橋出張所を移転し、ヘリポートを含めた整備を行うことで城南地区における消防・救急体制を強化しています。
- 茨城県おとな救急電話相談（＃7119）や子ども救急電話相談（＃8000）を広報紙に通年で掲載し、救急車を呼ぶべきか否か迷った時の判断基準を促しています。また、これらの取組をはじめとする様々な救急車要請の判断をしてくれるアプリ等を消防本部ホームページに掲載し、救急車の適正利用の広報に努めています。
- 小学生から始める予防救急講習会や熱中症対策の広報を行うことで救急事案発生の未然防止策に努めています。

課題

- 職員の年齢構成が消防力の低下を招かぬよう、教育訓練・研修派遣等の充実が求められます。
- 消防団員の確保が必要であるとともに消防団の再編に伴い、老朽化した消防車両の更新、施設の解体撤去、及び新たな施設の整備を石岡市消防施設等総合整備計画に沿って実施していくことが必要です。
- 女性消防吏員が働きやすい職場環境を整えることが重要です。
- 救命講習会に関しては、コロナ禍による受講離れから回復させることが課題となっています。バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が適切な処置を行うことで、救命率の向上に繋がるため、受講機会の増加やホームページ・SNS 等で開催日を掲載するなど、新たな応急手当の普及啓発活動に取り組む必要があります。
- 救急救命士が技術向上のために使用する訓練資器材及び救命講習会で使用する訓練用人形については、経年劣化がみられており、新たな購入・修繕等ハード面の強化が必要です。

関連計画

・石岡市消防施設等総合整備計画　（平成 29 年度～令和 18 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
消防組織の強化	教育研修等による人材育成を図ります。また、消防行政サービスの向上、組織活性化のため、女性消防吏員の活躍を推進します。	消防本部総務課
消防機械・施設整備の充実	市民の安全・安心な暮らしの達成を図るため、各種災害に迅速かつ確実に対応することで、消防活動拠点としての機能を十分発揮できる施設等の整備を計画的に進めます。	消防本部総務課
消防団への入団促進・消防団の充実強化	消防団員数の減少による地域防災力の低下を防ぐため、入団促進の啓発活動を行うとともに、消防団が安全に活動できるための装備等に係る経費の一部を補助します。	消防本部総務課
救命率向上のための取組	救急資器材の計画的な更新・整備や、救命士及び救急隊員の育成と教育研修の充実を図ります。また、バイスタンダーによる適切な処置により救命率向上につなげるため、指導員の育成及び増員への取組みや、ホームページ等を活用し、市民に対して応急手当等の普及啓発活動を実施します。	消防本部警防課

主要な取組における参考指標

教育研修の参加者数

消防組織強化のための教育研修の延べ参加者数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
19 人	29 人	133 人

消防団施設の充足数

消防団再編に伴う、詰所等の施設整備をした分団の数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
0 個分団	4 個分団	10 個分団

バイスタンダーの応急手当

バイスタンダーが心肺蘇生法等を行った割合（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
51.9%	43.6%	63.5%

※コロナ禍で減少した数値をもとの水準まで引き上げる。

救命講習会の参加者数

救命率向上のための救命講習会の受講者数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
100 人	1,285 人	2,500 人

※コロナ禍で減少した数値をもとの水準まで引き上げる。

ランデブーポイントの整備

ドクターヘリのランデブーポイントの整備（ドクターヘリの離着陸場所）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
36 箇所	36 箇所	42 箇所

救命率向上のための正しい応急手当

救命講習会

全国では年間約８万人の方が心臓突然死で亡くなっています。心臓が止まり倒れた人に胸骨圧迫をすることで命が助かる可能性が約２倍に、ＡＥＤで電気ショックを行うことで更に２倍に増えます。救命率の向上のため、その場に居合わせた皆さん（バイスタンダー）のご協力が必要不可欠であることから、毎年、救命講習会を実施し、応急手当の普及啓発活動を行っています。

現場から医療機関への迅速な搬送

ドクターヘリ

平成22年から茨城県ドクターヘリが運用されています。ドクターヘリは、救命用の医療機器を装備して救命救急センターに常駐し、消防機関等からの出動要請に基づき、救急医療の専門医・看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から適切な医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターです。

茨城県ドクターヘリは、1機のドクターヘリを水戸医療センターと水戸済生会総合病院の 2 か所の基地病院で運用しており、週の前半は水戸医療センターから、後半は水戸済生会総合病院から出動します。運航時間は午前 8 時 30 分から日没（または午後 5 時 30 分）です。

本市ではドクターヘリのランデブーポイント（離着陸場所）として市内の公共施設及び小学校など36か所が指定されています。

【茨城県ドクターヘリ】

消防活動拠点の施設整備

消防団詰所

令和4年度に第23・24分団車庫兼詰所を整備し、翌令和5年度に供用を開始するとともに、同年度には第25・26分団車庫兼詰所を開設するなど、消防団活動拠点施設の整備を進めてきました。また、令和8年度には、新たに第15分団車庫兼詰所を開設する予定です。

今後も、計画的な施設整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理及び長寿命化を図ることで、消防団の活動環境の改善と地域消防体制の充実・強化に努め、市民の安全・安心の確保を図ります。

【第23・24分団車庫兼詰所】

【第25・26分団車庫兼詰所】

基本施策2　防災機能の整備・強化

あるべき将来の姿

防災拠点である市役所本庁舎に防災機能が集約し、情報が一元化されているとともに、市からの情報発信により風水害、震災が起こった際も市民が適切な避難行動をとっています。

成果指標	基準値（令和３年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
災害時に情報を入手することに不安を感じない市民の割合	58.3%	64.6%	74.0%

※市民意識調査の結果。４段階の内、上位２段階（感じない・どちらかといえば感じない）を選択した割合。

現状・これまでの取組

- 平成 25 年 12 月に「国土強靭化基本法」が公布・施行され、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靭化基本計画」が閣議決定されました。県は、市町村や関係機関相互の連携のもと、国土強靭化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「茨城県国土強靭化地域計画」を策定しました。本市では、大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するため、令和 3 年 3 月に「石岡市国土強靭化地域計画」を策定し、令和 8 年 3 月に改定しました。本計画は、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。
- 平成 30 年 12 月に公表された「茨城県地震被害想定調査報告書」によると、本市は震度 6 強と大きな被害が予想されています。
- 市民への情報伝達手段の充実のため、各世帯等への防災ラジオの貸与を実施しており、令和 2 年度には市全域でのデジタル防災行政無線の整備が完了しました。

【防災ラジオ】

課題

- ホームページ、SNS 等、多様な防災情報発信手段を確保する一方で、必要な情報を簡潔に伝えていく必要があります。
- 防災行政無線を有効活用するために、発信のためのルール整備や庁内担当課及び消防本部、警察署との連携が必要です。
- 災害に強いまちづくりに向けて、土砂災害警戒区域などの危険箇所については国や県と協力しながら対策を進めると同時に、避難情報のお知らせなどにより避難行動を適切に行うことができる体制を整備することが求められています。

関連計画

・石岡市国土強靭化地域計画　（令和８年３月改定）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
的確で迅速な災害発生情報の提供	防災アプリ等の導入も含め、多様な情報発信・共有の手法を検討・採用するとともに、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。	防災危機管理課
災害に強いまちづくりのための取組	国や県と連携しながら、急傾斜地崩壊対策整備や、水害対策として河川の改修、橋の架け替え工事を進めるとともに、災害時の避難誘導などがスムーズにできる体制を整えます。	道路建設課 防災危機管理課

主要な取組における参考指標

災害情報伝達手段の多重化

災害に関する情報等を入手できる媒体数

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
7	10	9

急傾斜地崩壊対策整備延長

急傾斜地崩壊対策事業による整備延長（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
470.4m	490.4m	820.4m

※情報発信手段（令和７年度末時点）
　防災行政無線、広報車、市ホームページ、メールマガジン、SNS、民間の緊急速報メール、Ｊアラート・Ｌアラート

基本施策3　防災危機管理の充実

あるべき将来の姿

市民・行政・防災関係機関が、それぞれの役割と責任のもとに相互に連携・協働して防災対策が行える体制が整っています。

成果指標	基準値（令和３年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
災害に備えるため、食料品や水などを備蓄している市民の割合	58.3%	64.0%	77.0%

※市民意識調査の結果。４段階の内、上位２段階（３日分以上備蓄している・１日分程度備蓄している）を選択した割合。

現状・これまでの取組

- 地震・火災に対して、平成 30 年 12 月に公表された「茨城県地震被害想定調査報告書」によると、本市は震度６強と大きな被害が予想されており、あわせて恋瀬川流域沿いで液状化の危険性や、家屋等の全壊・焼失など多くの被害が想定されます。
- 市域における水害について、霞ヶ浦浸水想定区域では、市の南東部にかけて、最大浸水深「３～５ｍ未満」と想定されています。また、恋瀬川浸水想定区域では上流部の恋瀬地区から市の南東部の霞ヶ浦にかけて浸水が想定されています。
- 土砂災害について、市内には計 107 か所の土砂災害警戒区域が指定されています。警戒区域においては、道路閉鎖や孤立地域の発生が予測されます。
  令和７年３月に改定を行った石岡市地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するため、市及び関係機関と計画に基づく防災対策の推進を図ります。
- 令和元年度に策定した「石岡市業務継続計画（BCP）【地震編】」は、大規模地震が発生した場合においても最低限必要な業務レベルを維持することを目的として、順次見直し等を行っています。
- ハザードマップの配布を通じて、災害時の避難所や日頃からの防災に対する備えについて、市民への周知を図っています。
- 新型インフルエンザ等の新たな感染症にそなえ、必要な備品を避難所に設置し、緊急時に備えています。
- 職員による避難所運営訓練や、総合防災訓練などの各種訓練を定期的に実施しています。
- 国民保護法によるＪアラート運用を行い、非常時に備えています。

【近年の避難所開設災害の状況】

災害発生年月日	災害名	避難情報	開設避難所	最大避難者
令和６年８月 19 日	大雨警報(土砂災害)	避難指示	２か所	０人
令和６年８月 17 日	大雨警報(土砂災害)	避難指示	６か所	０人
令和５年６月２日	台風２号による大雨	避難指示	10 か所	18 人
令和４年９月 24 日	台風 15 号による大雨	避難指示	１か所	０人
令和元年 10 月 25 日	台風 21 号による大雨	避難勧告	４か所	２人
令和元年 10 月 12 日～13 日	台風 19 号	避難指示	38 か所	562 人
令和元年９月８日・９日	台風 15 号	避難勧告	17 か所	37 人
平成 27 年９月 10 日・11 日	大雨特別警報	避難指示	39 か所	５人

課題

- 近年の大規模かつ複合的な災害に対応するために、国・県・他自治体との連携、地元の民間企業や団体との協力体制の強化が不可欠です。
- 大規模災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能の低下が想定されるため、県・防災関係機関・災害時応援協定締結団体等から応援を円滑に受け入れるためのマニュアル等を作成する必要があります。
- 地震による強い揺れに備え、ハード及びソフト両面での防災対策を進める必要があります。また、出火の危険性が想定されるなか、火災延焼の対策、通電火災への対策等を行う必要があります。
- 霞ヶ浦の浸水想定区域及び恋瀬川浸水想定区域を踏まえ、浸水に伴う早期避難体制の整備等、平常時から防災対策を講じる必要があります。あわせて、内水氾濫に対して、いざというときに適切な行動がとれるよう、ハザードマップへの掲載を進めるとともに、日頃からの備えの重要性について情報発信をしていく必要があります。
- 土砂災害の発生に備え、ハザードマップ等による周知の徹底と、土砂災害警戒区域への迅速な情報提供を行う等、平常時から発生を想定した対策を講じる必要があります。
- 災害ごとに、業務を継続、または早期に復旧するための業務継続計画を策定する必要があります。
- 避難体制を整備するために、実用性の高いマニュアル等の作成が必要となっています。
- 社会福祉協議会で実施している災害ボランティア活動との連携などにより、被災した方々が早期に生活再建するためのボランティア活動の支援をさらに充実していく必要があります。

用語解説　内水氾濫とは
　排水施設の能力を超えた大雨が降ったときや、雨水の排水先の河川の水位が高くなったときなどに、雨水が排水できなくなりあふれる現象。

関連計画

・石岡市国民保護計画　（令和４年３月改定）
・石岡市国土強靭化地域計画　（令和８年３月改定）
・石岡市地域防災計画　（令和７年３月改定）
・石岡市業務継続計画（BCP）【地震編】　（令和元年度～）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
防災に関する啓発活動の強化	ハザードマップの配布等により防災に関する啓発活動を強化し、公助、共助の前段階である自助による防災意識の向上を図ります。	防災危機管理課
災害リスクに備えた対策の強化	地震・火災、水害、土砂災害などの災害発生のリスクを的確に捉え、平常時からの防災対策をより一層強化します。	防災危機管理課
防災備蓄品の確保	食料、飲料水等を計画的に備蓄します。	防災危機管理課
業務継続計画の策定	風水害や火災など災害ごとに対応できる業務継続計画を新たに策定するとともに、既存の業務継続計画について必要に応じた見直しを行います。	防災危機管理課 健康増進課
災害に対する応急体制の充実	防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係のさらなる構築を進めるとともに、新たな締結先を増やします。	防災危機管理課
避難所の円滑な運営のための体制づくり	平常時から避難所運営に関するルールを取り決め、その実効性について、訓練を通じて確認しながら、マニュアル作成を含む体制づくりを行います。	防災危機管理課

主要な取組における参考指標

防災に関する啓発活動の実施回数

主に市民向けの出前講座などの各種啓発活動の実施回数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
4 回	10 回	10 回

防災備蓄品の食料品の量

防災備蓄品のうち、食料品の食数

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
18,000食	18,000食	18,000食

※維持目標

防災協定の締結数

災害時応援協定の締結数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
51	62	67

職員を対象とした訓練の実施回数

市の職員を対象とした防災に関する教育や訓練の実施回数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
2 回	2 回	3 回

総合防災訓練の参加者数（参考値）

総合防災訓練の参加人数（年間）
（地域防災訓練の開催年を除く）

基準値（令和元年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
1,019人	4,100 人	適切な訓練を実施

基本施策4　地域防災力の向上

あるべき将来の姿

市民一人ひとりの防災意識が向上し、地域における「自助」「共助」が強化されており、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑え、生活再建がスムーズに進みます。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
自主防災組織の設立数（累計）	161 組織	160 組織	170 組織

現状・これまでの取組

- 全国各地で多発する大規模災害や、これまでの訓練や研修会を通して、市民一人ひとりの「自助」「共助」に対する意識は強くなってきています。
- 研修会や補助金の交付を通じて自主防災組織の設置・活動を支援しています。
- 消防本部電光掲示板、ホームページ、のぼり旗、広報紙、消防車両へのマグネットシートなどの多様な広報手段により、火災予防啓発活動を実施しています。
- 住宅用火災警報器は、設置が義務化されています。市民の安全・安心を確保する上で住宅防火対策として極めて重要であり、実際に火災発生時の延焼拡大が未然に防がれている等の効果があります。幼少年女性防火クラブ員の協力による広報活動や、市内小中学生の保護者への広報活動等を通じて、未設置世帯への普及と、設置世帯の維持管理に取り組んでいます。
- 避難行動要支援者避難支援登録制度の周知を、広報紙、ホームページを活用して進めており、避難時に支援が必要な高齢者や障がい者等の支援体制構築を推進することに努めています。

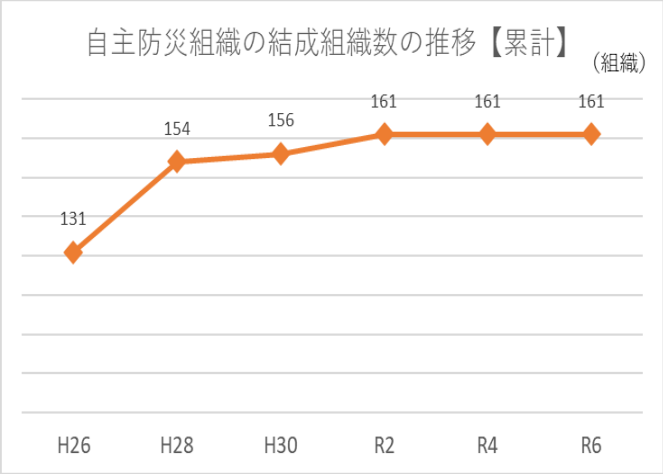

【地域防災訓練の様子】

課題

- 訓練や研修会の内容を充実させ、更なる「自助」「共助」の意識を強化していく必要があります。
- 地域防災力の向上のため、地域間の差がないように自主防災組織の組織率の向上、活性化を図る必要があります。
- 建物火災出火防止の観点から、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理が重要です。電気火災予防のための感震ブレーカーの普及活動を含め、街頭広報活動などの取組を継続し、より市民の目線に合わせた火災予防啓発活動を行う必要があります。
- 避難時に避難の支援をする地域支援者のいない避難行動要支援者がいるため、その支援者を確保することが課題となっています。

関連計画

・石岡市地域防災計画（令和 7 年 3 月改定）
・石岡市避難行動要支援者避難支援計画（平成 30 年度～）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
地域における防災意識の向上	共助として災害時に地域住民が自主的に活動できるよう、出前講座等を開催し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。	防災危機管理課
災害に対する地域の活動支援	自主防災活動の活発化のため、自主防災組織の設立、地域防災訓練の実施、資機材等の充実を支援し、地域の防災力の向上を図ります。	防災危機管理課
住環境の防災力向上	住宅用火災警報器の設置・維持管理及び感震ブレーカーの普及啓発については、消防団員や幼少年女性防火クラブ員と協力し、効果的な設置促進活動に取り組みます。	消防本部予防課
避難時に支援が必要な方への支援体制の充実	災害に備えて、避難行動要支援者と地域住民との関わりの強化を見据えながら地域支援者の確保を進め、登録者の増加を図ります。	社会福祉課

主要な取組における参考指標

住宅用火災警報器の設置率

住宅用火災警報器の設置率の推計値

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
76.1%	78.3%	80.0%

避難行動要支援者に対する地域支援者の割合

避難行動要支援者に対する地域支援者の確保割合

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
62.0%	61.5%	75.0%

地域防災訓練の実施（参考値）

地域住民が中心となった防災訓練の実施回数（年間）（総合防災訓練の開催年を除く）

基準値（平成 30 年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
2 回	1 回	適切な訓練を実施

※R4：総合防災訓練実施に伴い、地域防災訓練は実施せず

自助、共助による地域防災力の強化

自主防災組織

自主防災組織とは、自分たちの地域を自分たちで守るために自主的に結成する組織です。災害による被害を予防し、軽減するための活動を通して、共助の中核を成すことを目的とします。

大きな災害が発生した場合、消防署や消防団だけでは手が回らないため、地域でできることをすることで、地域の被害を軽減できます。地域に密着した効果的かつ速やかな組織的防災活動として、必要なところに必要な人材と資機材を配置することが重要です。

火災の早期発見のために

住宅用火災警報器

住宅火災による死傷者の多くは、就寝中における『逃げ遅れ』が原因であり、全国的には高齢者の死傷者が増加傾向となっています。

住宅用火災警報器は、火災の早期発見において非常に効果的であり、実際に火災を早期に発見できたため消火することができた事案もあることから、未設置世帯を中心に今後も継続して、広報活動を実施していきます。

なお、住宅用火災警報器は電子部品の劣化や電池切れなどで、正常に作動しなくなる場合がありますので定期的な作動確認を行い、10 年を目安に交換することをおすすめしています。

※石岡市火災予防条例では、住宅の寝室等への設置が義務付けられています。

【住宅用火災警報器（煙式）】

地震による電気火災を防ぐために

感震ブレーカー

大地震発生後、家の中は停電し家具が倒れています。通電火災とは、電力が復旧した際、倒れているヒーターに電源が入ったり、倒れていた家具の下敷きになった配線などに電気がながれ発熱し発火したりする火災のことをいいます。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知し自動的にブレーカーを切ることができ、電力復旧後の通電火災を予防することができます。

感震ブレーカーには分電盤タイプ、コンセントタイプ及び簡易タイプがあり、仕様によっては電気工事士による工事が必要なものがあります。

これらの感震ブレーカーを設置することで火災予防及び地域の防災につながるため、普及啓発活動を実施していきます。

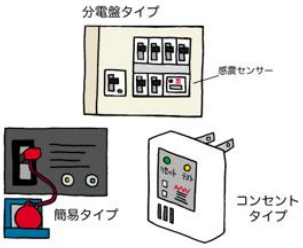

基本施策5　交通安全の推進

あるべき将来の姿

交通安全施設の整備が行われるとともに、市民一人ひとりが交通ルール・マナーを守ることによって、安心して道路を利用できるまちになっています。

成果指標	基準値（令和３年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、一時停止している市民の割合（車運転者のみ）	56.0%	61.0%	76.0%

※市民意識調査の結果。４段階の内、上位１段階（必ず一時停止をする）を選択した割合。

現状・これまでの取組

- 近年、交通事故は全国的に減少傾向ですが、事故撲滅に関する住民の関心も高く、毎月１日を交通安全の日と定めて啓発活動をしています。
- 民間交通指導員等による児童の登校時の見守り等を実施しています。
- 本市では、交通安全運動、交通事故防止運動を実施するとともに、民間交通指導員等による登校児童の保護及び誘導を行うほか、カーブミラーやスクールゾーンの設置、駅への駐輪場の整備など、市民の安全・安心な環境の確保に向けた活動を実施しています。
- 近年では自転車による事故も相次いでおり、自転車保険の加入促進もうたわれています。また、令和５年４月の道路交通法改正により、自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されました。着用率の向上、安全・安心な自転車交通環境を構築するため、ヘルメット購入時の支援や啓発活動などの取組を進めています。
- 多様な視点から通学路等を検証し、危険箇所の改善を目指した「石岡市通学路交通安全プログラム」に基づき、歩道整備やガードレールの設置、区画線の引き直し等、交通安全施設の整備を進めています。

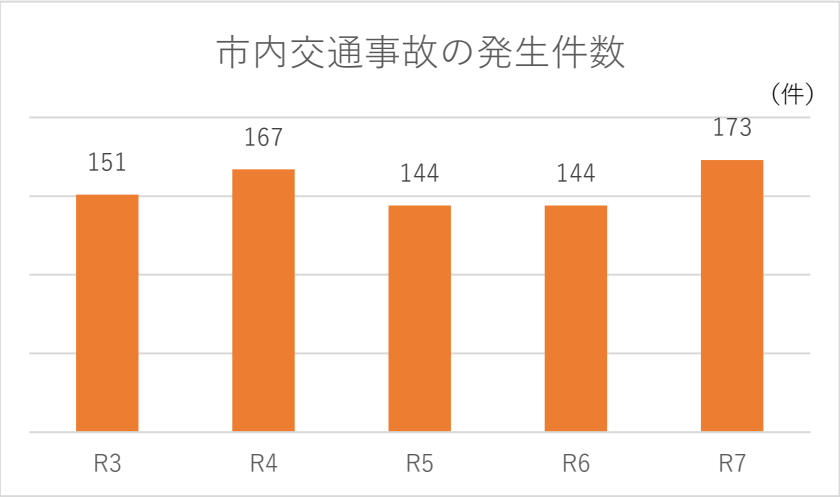

課題

- 横断歩道において自動車が一時停止しないなど、交通ルールやマナーの悪い運転者が見受けられるほか、高齢化社会に伴い、高齢者がかかわる事故の割合が増加しているため警察等と連携し、交通安全意識を向上させる取組が必要です。
- 身体機能や認知機能の低下に起因する高齢者の事故が発生しており、運転免許返納者に対する支援等の取組が必要です。
- 歩道整備については、道路の規格により設置困難な箇所があることから、道路整備の必要性も含めて検証していくことが求められています。交通状況及び歩行者等の利用状況を踏まえ、地域やその場所に合った交通安全対策を講じることが重要です。
- 人に優しく歩きやすいまち、歩行者を優先するまちとして、適切な歩道や横断歩道の整備、スクールゾーンのさらなる安全確保などを進める必要があります。

関連計画

・茨城県交通安全計画（令和 8 年度～令和 12 年度）
・石岡市通学路交通安全プログラム（平成 27 年度～）（令和 2 年 8 月改定）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
交通マナー向上に向けた啓発の推進	石岡警察署、交通安全活動団体と連携しながら、幼児から高齢者まで市民の交通安全意識向上のための啓発活動を行います。	コミュニティ推進課
民間交通指導員等による見守り強化	民間交通指導員等を育成し、児童の登校時の見守りを強化します。	コミュニティ推進課
交通安全施設の整備	歩行者や自転車の安全で快適な移動を確保するため、カーブミラーやスクールゾーン等の設置や、夜間等の交通安全対策として、通学路等に街路灯の設置を進めます。 また、石岡市通学路交通安全プログラムを踏まえた歩道整備やガードレールの設置を進めます。	コミュニティ推進課 道路建設課 教育総務課

主要な取組における参考指標

交通死亡事故の件数

市内における交通死亡事故の件数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
1 件	2 件	0 件

民間交通指導員数

民間交通指導員の登録者数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
43 人	39 人	50 人

通学路交通安全プログラムの整備数（参考値）

プログラムに掲載された事業のうち、整備済または整備を進めている数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
20 か所	21 か所	適切な整備を進める

通学路の安全確保

通学路交通安全プログラム

全国で登下校中の児童生徒の交通事故が相次いでいる中、本市においても各小中学校の通学路において、関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な安全対策について協議しています。引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「石岡市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

基本施策6　防犯対策の充実

あるべき将来の姿

「地域の安全は地域で守る」という意識により、市民一人ひとりが常に防犯活動を担っていることにより市民が犯罪から守られ安全・安心に生活できる環境が整備されています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
市内における刑法犯罪件数（年間）	423 件	530 件	400 件

現状・これまでの取組

- 地域の連帯意識の希薄化等により、隣近所における防犯抑止力の低下が大きな社会問題になっています。
- 子どもや女性・高齢者等、社会的に弱い立場にある者が被害者となる犯罪が増加しています。
- 地域における犯罪防止のために、市内主要箇所に防犯カメラを設置するほか、市民との協働事業としてエンゼルパトロール（市民ボランティア）による見守り合いの活動を推進しています。
- LED 防犯灯設置に対して補助を行い、市内の暗所を減らし、犯罪のないまちづくりを推進しています。

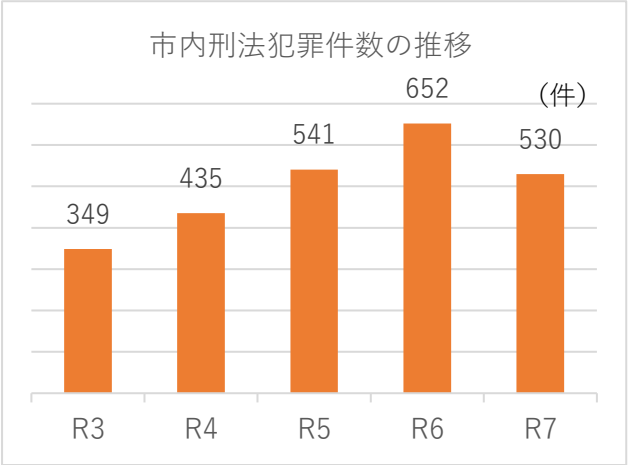

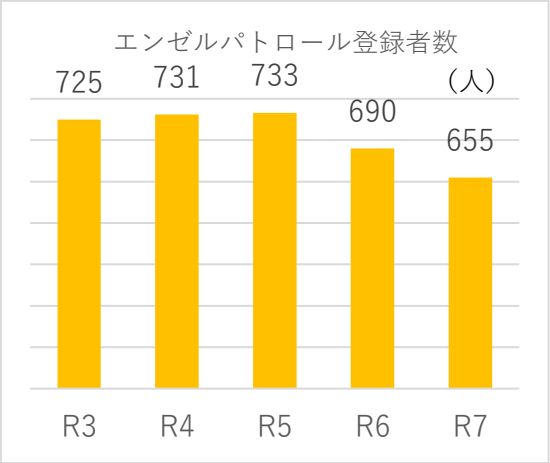

課題

- 「地域の安全は地域で守る」という意識が大切であり、市民一人ひとりが常に防犯活動の担い手であるという認識を持つ必要があります。
- 犯罪の複雑多様化、広域化に伴い警察活動のみの防犯に頼ることなく、市民一人ひとりが防犯への取組を理解し、力を合わせて犯罪の起きにくい地域環境をつくりだす必要があります。
- 地域における犯罪防止のため、エンゼルパトロールの活動を推進していますが、登録者数が減少しています。また、若い方による積極的な地域防犯活動や地域見守り活動を活発化する等、地域全体で防犯活動をしていく必要があります。

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
防犯意識の高揚	多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、市民の防犯意識を高める取組を実施します。	コミュニティ推進課
地域防犯環境の整備	市民が安全・安心に生活できる環境を整備するため、防犯カメラの設置や地域における犯罪防止に寄与するエンゼルパトロールの活動を広報し、登録者の増加を図ります。	コミュニティ推進課
犯罪被害にあいにくいまちづくりの推進	自治会において設置する LED 防犯灯に対する補助を継続し、地域による防犯活動を奨励します。	コミュニティ推進課
こどもを守る 110 番の家	児童生徒の通学路において市民の協力により非常時に駆け込める避難先を設けます。	生涯学習課

主要な取組における参考指標

防犯カメラ設置数

市内の防犯カメラ設置数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
27 台	42 台	48 台

防犯灯設置及び器具等交換数

自治会で設置する LED 防犯灯の設置数及び器具等の交換数（年間）

基準値（令和４年度）	目　標（令和９年度）
332 灯	332 灯

※維持目標

エンゼルパトロール登録者数

エンゼルパトロールの登録者数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
715 人	655 人	1,060人

こどもを守る 110 番の家設置箇所数

こどもを守る 110 番の家設置箇所数

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
946 か所	840 か所	851 か所

※基準値の 90%以上を維持することを目標とする。

基本施策7　消費生活の安全確保

あるべき将来の姿

高い消費者意識を持つ市民が増えるとともに、被害にあったとしても相談体制の充実により消費生活の安全が確保されています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
市内における消費者トラブル発生件数（年間）	411 件	530 件	280 件

※消費者庁報告案件

現状・これまでの取組

- 成年年齢の引き下げなど、消費者を取り巻く環境は日々変化しており、特に未成年や高齢者等が消費生活に係る被害に遭うケースが増加しています。
- 大量の情報が氾濫するなかで、容易に個人情報が入手できることから、それらを悪用された消費者の被害が後を絶たない状況です。
- 悪質商法や振り込め詐欺など、毎年のように新たな手口が見られます。
- 新型コロナウイルス感染症に係る悪質商法の発生など、常に変化する消費者トラブルに対処するため、消費生活相談員による相談受付を行っています。
- 消費生活に関する出前講座を行うなど、市民の意識向上に向けた啓発活動に努めています。
- インターネットやスマートフォン等の情報通信技術の発達により、生活の利便性が向上した一方で関連する消費者トラブルが増えています。

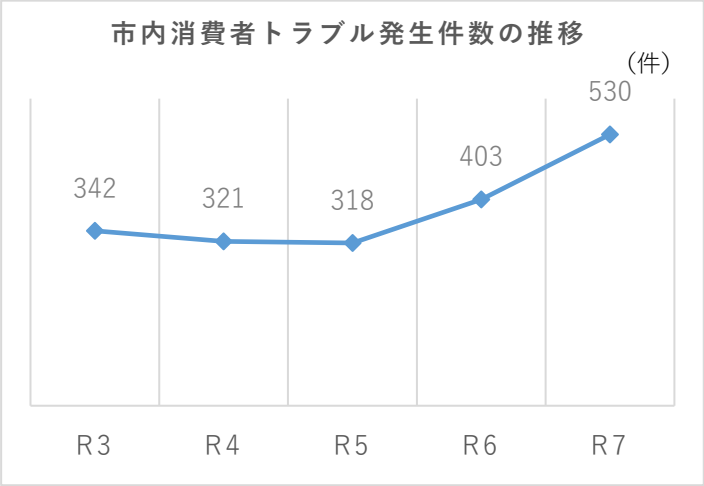

課題

- 消費者自身が自主的に商品知識や消費者保護等の諸制度を習得することにより、消費者トラブルに関する知識と意識の向上を図り、詐欺等の被害防止を図る必要があります。

●市民の消費生活に係る相談及び苦情の対応を、適正かつ効率的に処理できる消費生活相談員の確保と、能力の向上が必要です。

●令和４年４月からの成年年齢の引き下げに伴い若年層の消費者被害防止策が必要です。

関連計画

・消費者基本計画（消費者庁）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
消費者の自立のための支援	高い消費者意識を持ち、犯罪被害に遭わない「賢い消費者」を育成するため、出前講座や広報活動を通じて、市民一人ひとりの消費生活に係る意識向上を図ります。	コミュニティ推進課
消費者トラブルに関する相談体制の充実	消費者生活センターを中心に、被害に遭った市民のバックアップ体制の整備を進め、安全・安心なまちづくりを目指します。	コミュニティ推進課

主要な取組における参考指標

消費生活に関する啓発活動数

消費生活に関する啓発活動の実施数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
3 回	4 回	7 回

消費者トラブル相談件数（参考値）

消費者トラブル等の相談件数（消費者生活センターへの相談件数）（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
818 件	530 件	実情に応じた相談体制を継続

4 都市基盤・環境

― 歴史ある都市、田園、里山が調和する魅力的なまち ―

基本施策 1	駅周辺の整備	80
基本施策 2	都市機能の集約化	82
基本施策 3	交通ネットワークの整備	86
基本施策 4	道路の整備	90
基本施策 5	水道水の安定供給	94
基本施策 6	下水道の整備	96
基本施策 7	住宅の整備・空家対策	98
基本施策 8	公園・緑地・自然環境の維持整備	102
基本施策 9	再生可能エネルギーの推進	104
基本施策 10	循環型社会の構築	106
基本施策 11	環境保全の推進	108

政策指標

基準値（令和3年度）		目標値（令和9年度）
78.8%	今後も石岡市に住み続けたいと思う市民の割合 ※4段階の内、上位2段階を選択した割合	86.0%

基本施策1　駅周辺の整備

あるべき将来の姿

石岡駅周辺は、市の中心拠点として、医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を集めていくことで、生活利便性を高めるとともに、市の玄関口としてにぎわいがあります。高浜駅周辺については、都市機能施設の誘導により、日常の暮らしを支える地域拠点となっています。

成果指標	基準値（令和元年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
1 日あたりの石岡駅前通りの歩行者・自転車通行量	534 人	342 人	785 人

現状・これまでの取組

- 石岡駅周辺には多様な都市機能施設が集積しています。石岡市立地適正化計画では中心拠点として位置付けられており、拠点機能の強化や都市的サービスの集積・拡充を目指しています。
- 石岡駅周辺は、平成 28 年度の橋上駅舎整備等に続き、令和 7 年度までに石岡駅周辺整備事業（第 2 期計画）が完了しました。
  西口の整備事業では石岡ステーションパークの 1 階スペースの改修により、市民による多様な活動と交流の促進や利便性向上につながっています。
  東口の整備事業については、あらゆる世代が日常的に利用・交流できる都市公園を整備したことで、にぎわいの創出が図られています。さらに、災害時に活用できる防災機能を備えたことで、周辺の良好な住環境に寄与するとともに、地域の安全性向上につながっています。
- 高浜駅周辺は石岡市立地適正化計画では地域拠点として位置付けられており、日常の暮らしを支える拠点の形成を目指しています。

【JR 石岡駅】

【JR 高浜駅】

課題

- 石岡駅周辺の整備は、さらなる利便性向上やにぎわい創出を図る事業を検討・推進することが必要です。
- 高浜駅周辺の整備は、医療、福祉、商業、保育等の都市機能施設のさらなる誘導を図ることにより、日常の暮らしを支える拠点づくりを進める必要があります。

関連計画

・石岡市立地適正化計画（令和元年度～令和 20 年度）
・石岡市中心市街地活性化基本計画（第 4 期）（令和 8 年度～令和 12 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
石岡駅西口の整備事業	石岡駅周辺整備事業（第 2 期計画）として、石岡ステーションパークの 1 階スペースや駅周辺施設の整備が完了し、市民による多様な活動と交流を促進につながっています。	駅周辺にぎわい創生課
石岡駅東口の整備事業	石岡駅周辺整備事業（第 2 期計画）として、防災機能を備えた新たな都市公園の整備が完了し、地域の安全性向上につながるとともに、あらゆる世代が日常的に利用・交流できる空間を創出しています。	駅周辺にぎわい創生課
高浜駅周辺のまちづくりの検討	高浜駅の利便性の向上と、周辺の良好な居住環境を目指した方針作りを行います。	駅周辺にぎわい創生課

主要な取組における参考指標

中心市街地に住む人口の割合

市内人口のうち、中心市街地に住む人口の割合

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
5.0%	5.05%	5.3%

東西自由通路の歩行者通行量

1 日あたりの東西自由通路の歩行者通行量

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
4,012 人	6,196 人	7,000 人

市内鉄道駅の乗客数

1 日当たりの石岡駅、高浜駅の乗客数

基準値（令和２年度）	実績値（令和６年度）	目　標（令和９年度）
4,712 人	5,884 人	6,100 人

西口交流施設の利用者数

西口交流施設の利用者数（年間）
（基準値は、観光案内所の年間利用者数）

基準値（令和元年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
14,763人	14,080人	18,000人

基本施策2　都市機能の集約化

あるべき将来の姿

都市機能の集約化により「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちとなることで、人口減少下でも持続可能なまちとなっています。

成果指標	基準値（平成 27 年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和 20 年度）
居住誘導区域の人口密度	26.2 人/ha	26.2 人/ha	26.2 人/ha

※居住誘導区域：居住を誘導し、人口密度の維持を図る区域

※維持目標

現状・これまでの取組

- 機能を集約した地域を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを進めるために、石岡市立地適正化計画と石岡市地域公共交通計画を策定し、事業を実施しています。
- 本市には２つの都市計画区域が混在しています。石岡都市計画区域には市街化区域、市街化調整区域の設定があり、八郷都市計画区域は用途地域の設定のみとなっています。
- 石岡市立地適正化計画により、居住誘導区域を定め、人口減少のなかにあっても人口密度を維持し、都市機能施設や地域コミュニティが持続的に確保されるようにしています。令和５年度に計画を改定し、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」の内容を追加しました。
- 自然的な土地利用としては、水郷筑波国定公園や吾国愛宕県立自然公園、自然環境保全地域があるなど、貴重な自然資源が多く残っています。
- 石岡駅を中心とした地域で、すべての人が安全・快適に通行できるバリアフリー歩行者空間ネットワークの整備推進を図ることを目的として、「石岡市交通バリアフリー基本構想」を策定し、駅の橋上化をはじめとした周辺のバリアフリー整備を進めています。
- 地籍調査事業については、第７次十箇年計画に基づいて継続的に取り組んでおり、計画区域 0.98 ㎢の調査を進めています。

課題

- 石岡駅西口の中心市街地の空洞化が深刻となっており、都市機能施設の維持・充実や質の向上による魅力的な空間づくりと、まちなか居住を進めていくことが必要です。
- 居住誘導区域であっても人口減少が進んでいる地区もあり、持続可能な都市形成を行うためには都市機能を集約したコンパクトシティの実現が期待されます。
- 市街化調整区域や八郷地区の用途指定のない地域の中で、農村部においては良好な田園環境の維持・保全を図るとともに、高齢化による地域で活動できる人の減少に対して、保全の担い手を確保し集落の活力を維持していくことが必要です。

●農地の現況及び将来の見通しや、農業経営の動向等を考慮し、農業上の利用とほかの利用との調整に留意しながら、農業振興地域整備計画を定期的に見直す必要があります。

関連計画

・石岡市都市計画マスタープラン（平成 29 年度～令和 18 年度）
・石岡市立地適正化計画（令和元年度～令和 20 年度）
・石岡市地域公共交通計画（令和 6 年度～令和 10 年度）
・石岡市中心市街地活性化基本計画（第 4 期）（令和 8 年度～令和 12 年度）
・石岡農業振興地域整備計画（平成 23 年度～）
・石岡市交通バリアフリー基本構想（平成 17 年度～）
・第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年度～令和 11 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくり推進	石岡市立地適正化計画に基づき、人口減少下でも持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを推進します。	都市計画課
市街地の魅力向上	まちなか居住環境の充実を図るため、市街地を中心に、都市機能施設の維持・充実や質の向上による魅力的な空間づくりを行います。	都市計画課
都市部と田園空間との連携	都市部と田園空間との連携・機能分担により魅力あるまちづくりを目指します。	都市計画課 農政課
農村部における集落の活力維持	農村部における良好な集落の活力維持・向上を図るため、保全の担い手確保に努めます。	農政課
地籍調査の実施	土地の所有者・地番・地目・境界の確認と面積の測量により、正確な地籍図・地籍簿を作る地籍調査を実施します。	地籍調査課

主要な取組における参考指標

市街化区域内土地利用率

市街化区域内での都市的な土地の利用がある割合

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
79.8%	80.2%	81.0%

都市機能誘導施設の割合

都市機能誘導区域※内における誘導施設の割合

基準値（平成 30 年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和 20 年度）
19.0%	19.2%	20.0%

※都市機能誘導区域：生活サービス機能の維持や新規誘導を行う区域

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくり

石岡市立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、平成26年の「都市再生特別措置法」改正により創設された制度です。本制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、商業・医療・福祉などの民間施設を含めた各種生活サービス機能や住居等を計画的に誘導するとともに、公共交通の充実により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えることで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを目指すものです。

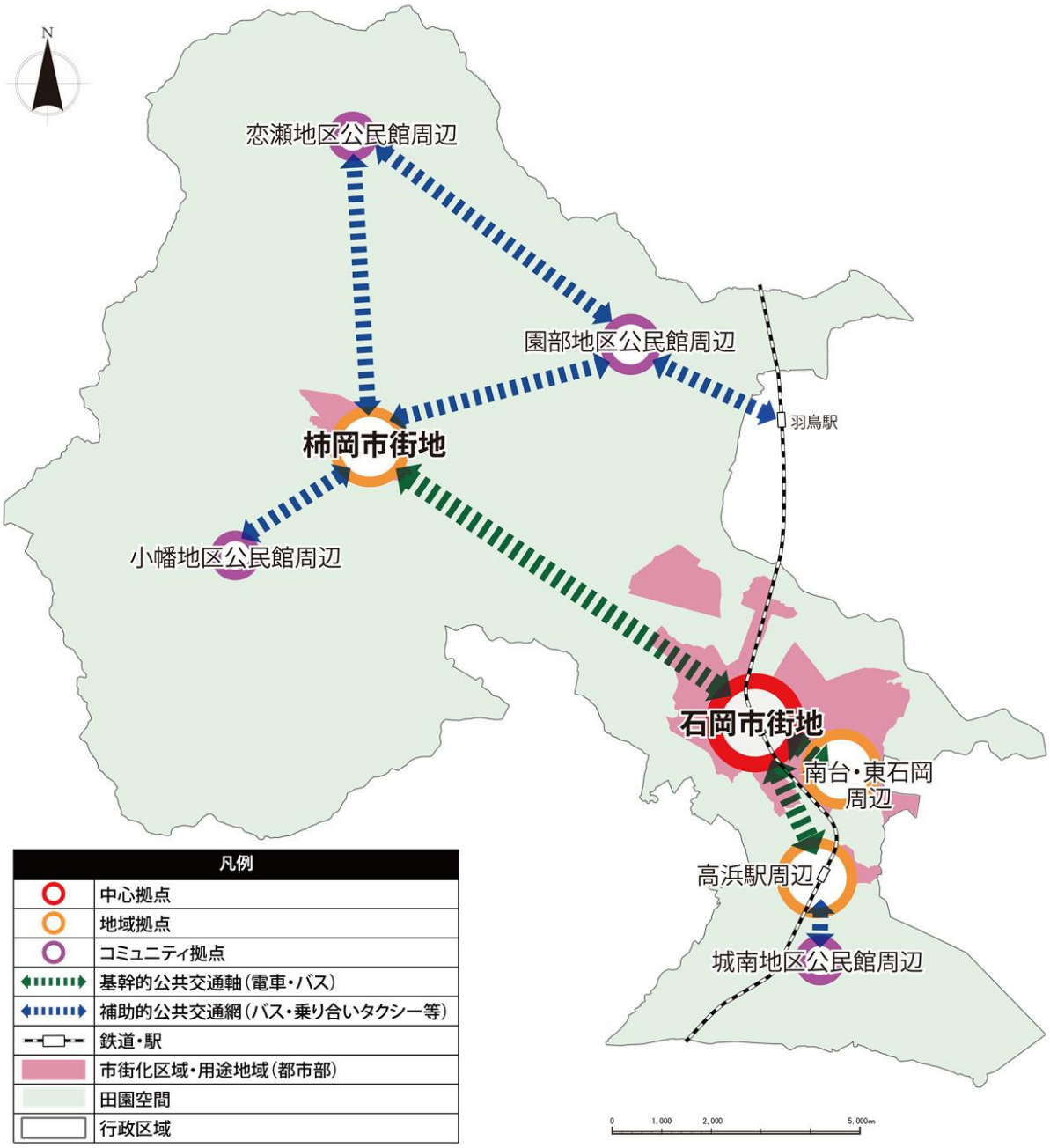

【立地適正化計画における将来都市構造図】

基本施策3　交通ネットワークの整備

あるべき将来の姿

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを支える交通施策により、交通不便地域の解消や、市民の利便性の向上につながり、持続可能な公共交通体系が構築されています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
市内の主要公共交通機関の１日あたりの平均利用者数（路線バス、乗合いタクシー、鉄道）	5,325 人	6,886 人	7,000 人
高齢者の運転免許返納件数（年間）	245 件	171 件	350 件

※令和７年度の鉄道の１日あたりの平均利用者数は未公表のため、令和６年度の実績を参考値としています。

現状・これまでの取組

- 本市の公共交通は、品川駅まで直結するＪＲ常磐線、石岡駅を起点とするバス路線網と常磐自動車道に設置された石岡バス停を利用した高速バス路線があります。
- 石岡駅から四箇村駅まで、鉄道の廃線跡をバス専用道路として走行する BRT 路線が整備されており、玉造行、茨城空港行のバスが運行されています。
- 平成 19 年度から開始された乗合いタクシー運行事業は、運行区域や制度見直しを行い、交通不便地域の解消と移動手段の提供に寄与しています。
- つくば、土浦方面の移動には朝日トンネル開通の効果が表れています。令和３年のいばらきフラワーパーク・花やさと山のリニューアルオープンにより、つくば、土浦方面との交流人口の増加が期待されます。
- 鉄道は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和２年度における駅の乗車人員は大幅に減少しましたが、以降回復傾向にあります。しかし、テレワーク等の浸透により、公共交通の利用者は新型コロナウイルス感染症の影響前の水準には戻らないと考えられています。
- 路線バスについては、全国的に利用者数が減少しており、市内においても同様に減少していることから、全体の運行本数や路線系統が減となっています。
- 令和５年度に、公共交通のマスタープランとなる「石岡市地域公共交通計画」を策定し、まちづくり施策と連携しながら持続可能な公共交通体系の実現を目指す取り組みを推進しています。
- 茨城県総合計画に位置付けられた「つくばエクスプレス」の延伸の４方面案について、令和５年６月に、県として、延伸方面を土浦市とするとしています。一方で、茨城空港を取り巻く状況が変化した場合は、改めて茨城空港延伸について議論するとされており、本市においては、引き続き、石岡市を経由して茨城空港方面への延伸を目指し、推進活動を実施します。

課題

- 多核連携型の都市構造実現ため、市内拠点内移動、拠点間移動、拠点外移動を支える公共交通体系を構築する必要があります。
- 既存の公共交通システムの利活用を含めて、きめ細やかな公共交通サービスを提供し、より多くの方が公共交通を利用しやすくなるよう対応が必要です。
- 市民アンケート等の結果から、路線バスの路線数増加や乗合いタクシーの予約システムの改善、駅でのバスへの接続性など、多様な市民ニーズに対応する公共交通の充実が必要です。
- 乗合いタクシーは、令和４年度にインターネットによる予約受付を始めましたが、予約時のお断り件数の増加や１台あたりの乗車人数の減少などの問題を踏まえ、さらなる制度の見直しを検討する必要があります。
- 今後、高齢化がより進むことで、高齢者の運転免許の返納に伴う移動制約者が増えることが予想され、情報通信技術等を活用した新たな輸送手法等の検討や生活支援などが求められています。

関連計画

・石岡市地域公共交通計画（令和６年度～令和 10 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
公共交通の利用促進	公共交通の維持には、市民の継続的な利用が必要です。そのために必要な情報発信と、市民の公共交通利用に対する意識の醸成を図ります。	都市計画課
公共交通機関の充実	公共交通軸の形成に向けて、拠点間の路線バスのサービス水準の向上を目指します。乗合いタクシーについては、運行区域を統合したことで生じた問題に対して、運行区域の見直しや、予約システムの改善を行い、利便性の向上を図ります。 また、グリーンスローモビリティ等の「次世代交通システム」の活用に向けて、実証実験等を実施します。	都市計画課

主要な取組における参考指標

乗合いタクシーの利用者数

乗合いタクシーの１日当たりの平均利用者数

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
129 人	144 人	150 人

行政、市民、事業者による検討・協議（参考値）

地域公共交通会議や市民との懇談会等、会議開催数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
1 回	5 回	必要に応じて適切に開催

乗合いタウンメイト

乗合いタクシー

市内の交通不便地域の解消、移動制約者の移動手段の確保を図るとともに、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として、乗合いタクシーが運行しています。

乗合いタクシーの需要が増えている中、システムの見直しを実施し、先進的な配車システムを導入することで、車両使用や運行の効率化を図りました。引き続き市民が快適に利用できる環境づくりを目指しています。

コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指して

グリーンスローモビリティ

低速の小型 EV 車両、グリーンスローモビリティを活用した実証運行を実施しています。

時速 20 km未満で公道を走る電気自動車を活用した環境にやさしい移動サービスになります。

市内の乗合タクシー運行事業と合わせ、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指して取組を進めます。

基本施策4　道路の整備

あるべき将来の姿

幹線道路の整備や地域の実情を勘案した生活道路の整備・維持補修が適切に行われることにより、誰もが快適に目的地への移動ができています。

成果指標	基準値（令和３年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
道路の整備によって以前よりも移動が快適になっていると感じる市民の割合	54.8%	61.3%	69.0%

※市民意識調査の結果。４段階の内、上位２段階（感じる・どちらかといえば感じる）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 本市の主要道路網は、常磐自動車道、国道６号、国道 355 号、主要地方道石岡筑西線、同笠間つくば線、広域農道フルーツラインなどによって構成されています。
- 市内には狭あい道路が多くあるため、生活道路の舗装や拡幅等の整備を行っています。また、地域で道路等の整備を行う場合には、原材料の支給を行っています。
- 上曽トンネルの整備完了により、日常生活の利便性向上のほか、災害時の緊急輸送や地域間の連携強化、物流・観光を支える路線として期待されています。

課題

- 国道６号、国道 355 号は市街地において渋滞が発生しているため、国土交通省常陸河川国道事務所により国道６号のバイパス整備が進められています。
- 都市計画道路の整備については、国の交付金や合併特例債などの財源を活用し、計画的に進めていますが、住民の協力のもと早期の用地取得が必要となっています。
- 生活道路の改修等については、地域の実情と費用対効果を勘案し、優先順位をつけて路線を選定して事業を進めていますが、限られた財源の中で整備を行うため、整備できる路線数が限られます。今後は、人口減少を踏まえた生活道路整備の在り方について見直す必要があります。
- 狭あい道路を解消するため、建築基準法によるセットバック（道路中心から２ｍの後退）を促す必要があります。
- 豪雨など災害時における緊急性の対応強化が必要となっています。

関連計画

・石岡市交通バリアフリー基本構想（平成 17 年度～）
・石岡市橋梁長寿命化修繕計画（令和 6 年度～令和 10 年度） 5 年ごとの見直し実施
・新市建設計画（平成 17 年度～令和 12 年度）（令和 7 年 12 月変更）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	新市の一体化の確立や均衡ある発展のため、新市建設計画に基づいて実施する道路について合併特例債（地方債）等を活用して整備します。	都市計画課
地方道路等整備事業	道路交通及び利便性の向上のため、主要幹線道路の改良・拡幅整備を行います。	道路建設課
上曽トンネル整備事業	地域住民の生活・交流に加え、地元産業や物流・観光を支える重要な路線として、上曽峠のトンネル整備を進めます。県南地区と県西地区間のネットワーク強化による境域的な地域活性化を目指します。	道路建設課
道路舗装修繕事業	道路ストック（道路の舗装、橋、道路標識等）を点検し必要によって現状維持のための整備を行います。	道路建設課
狭あい道路整備事業	建築基準法に基づき道路境界線から後退した部分を、市に帰属することを希望する土地所有者に対して、分筆測量・工作物等の撤去補助や、後退用地の買取り、舗装を実施することで、制度の利用促進を図り、狭あい道路の解消を目指します。	建築住宅指導課

主要な取組における参考指標

修繕した橋の数

橋りょう長寿命化修繕事業により修繕した橋の数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
7 橋	16 橋	15 橋

道路整備率

合併市町村幹線道路（６路線）の整備率

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和７年度）
57.3%	66.5%	100%

狭あい道路整備事業の実施件数

狭あい道路整備事業による事業実施件数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
5 件	9 件	10 件

地方道路等整備事業による延長（参考値）

地方道路等整備事業による道路改良延長（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
2,000m	2,094m	適切な整備を進める

道路舗装修繕事業による延長（参考値）

道路舗装修繕事業（道路ストック）による事業延長（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	方向性（令和９年度）
4,125m	4,773m	適切な整備を進める

県南地域と県西地域を結ぶ交通の要

上曽トンネルの整備

上曽峠を含む石岡市上曽から桜川市真壁町山尾までの道路については、幅員が狭く、線形不良かつ急こう配であることから、多くの大型車が迂回を余儀なくされていました。

また、台風による倒木や積雪の影響で通行止めとなるなど、気象の影響を受ける交通の難所となっておりました。

令和７年９月 27 日にトンネルを含めた道路整備が完成し、日常生活の利便性が向上するほか、災害時における緊急輸送や両市間の交流促進及び沿線地域の振興に寄与することが期待されています。

さらに、茨城空港までを東西に結ぶ基軸も形成されることから、県南・県西地域間の連携強化が見込まれ、地元産業や物流・観光を支える路線としても期待されます。

区間：石岡市上曽～桜川市真壁町山尾　長さ：5,580m（トンネル 3,538m、取付道路 2,042m）

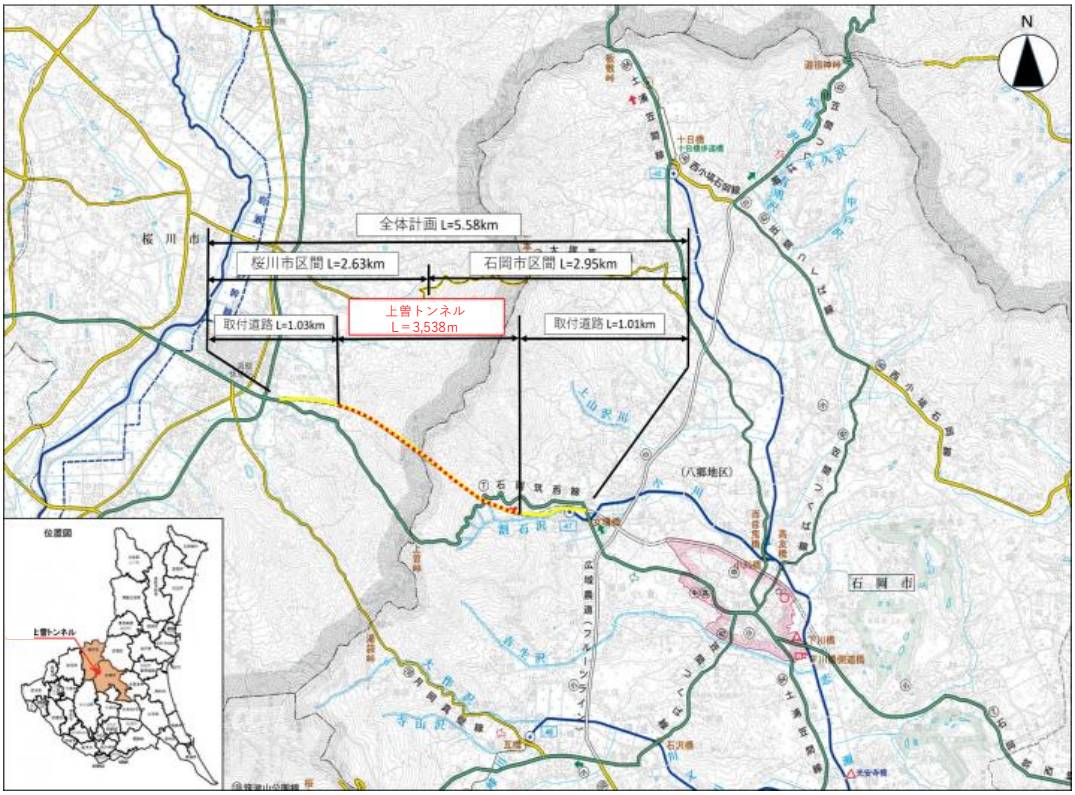

【上曽トンネルの様子】

基本施策5　水道水の安定供給

あるべき将来の姿

安全な水道水が、市民に安定的に供給されています。

成果指標	基準値（令和３年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
水道を安心して利用できると感じる市民の割合	80.5%	85.4%	86.0%

※市民意識調査の結果。４段階の内、上位２段階（感じる・どちらかといえば感じる）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 石岡地区（関川地区を除く）の水道事業については、小美玉市（玉里地区）と共同で水道事業に関する事務を行うため湖北水道企業団を設置し、水道水の給水事業を行っています。湖北水道企業団では、将来にわたり水道水の「安全・強靭・持続」の確保を目指すものとした「湖北水道企業団水道事業ビジョン」を令和元年度に策定し、水道事業ビジョンを踏まえた更新計画に沿って水道管や水道施設の更新を行っています。
- 八郷地区の水道事業については、生活環境部水道課で水道水の給水事業を行っています。平成30 年度、中長期的な視点で今後の水道事業の進むべき方向を示す「石岡市水道事業中長期基本計画」を策定し、計画的な水道管や水道施設の更新を行っています。
- 関川地区（一部高浜地区含む）の水道事業については、非公営の簡易水道で運営しています。

課題

- 石岡市内には、石岡地区（関川地区を除く）の水道事業を担う湖北水道企業団、八郷地区の水道事業を担う生活環境部水道課、関川地区（一部高浜地区）の水道事業を担う非公営簡易水道があります。本市全域における水道水の安定供給と供給体制の強化のため、他水道事業体との広域化についての検討が必要とされています。
- 法定耐用年数を経過し、老朽化している水道管や水道施設の更新を行っていく必要があります。
- 人口減少による水需要の低下により、過大な施設及び設備を抱えている状態です。施設の老朽化対策と併せて施設の規模の縮小が求められています。
- 市内全域に水道管を敷設しているため、人口減少による水需要の低下により採算性が課題となっています。今後も安定した水道事業を運営するためには、維持管理コストの縮減などによる健全な運営に向けた取組が必要です。
- 八郷地区では、毎年計画的に漏水調査を実施し、発見後は速やかに漏水修理を施工していますが、水道管の老朽化により、有収率が低迷しています。
- 水道事業は、生活には欠かせない水道水の供給という重要なインフラを担っています。そのため、専門性の高い知識や技術を有する人材が必要であり、人材の育成や組織の充実が課題です。

●茨城県では、霞ヶ浦導水の整備に伴う施設の見直しを進めており、茨城県全域における水道事業の経営基盤強化を進めています。生活環境部水道課・湖北水道企業団共に、一部の水源を県水道用水に委ねており、県の動向を踏まえた関連計画の見直しを適時行う必要があります。

関連計画

・石岡市水道事業ビション（令和元年度～令和 10 年度）
・石岡市水道事業経営戦略（令和元年度～令和 10 年度）
・湖北水道企業団水道事業ビジョン（令和元年度～令和 16 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
水道事業の広域化	将来においても安定した水道水の供給を行うため、県の動向を踏まえながら他水道事業体との広域化を検討します。	水道課 生活環境課
水道管や水道施設の更新	老朽化した水道管及び民有地配水管の布設替工事や耐用年数を経過し、安定給水に支障のある水道施設の更新工事を行います。	水道課
漏水調査	漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修理により有収率の改善に努めます。	水道課

主要な取組における参考指標

有収率（八郷地区）

各家庭等に届いている水の割合

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
77.9%	74.4%	80.0%

有収率（湖北水道企業団）

各家庭等に届いている水の割合

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
93.3%	93.1%	94.0%

水道事業の経営安定のために

有収率

有収率とは、配水場から配水された水量と、各家庭等で使用された水量の割合です。水道管の老朽化等により、家庭等に届く前に水が漏れていることにより、有収率が低下します。

有収率の低下は、水道水の供給に関するコスト削減を妨げる要因であり、水道事業の経営安定のために改善すべき重要な課題です。

基本施策6　下水道の整備

あるべき将来の姿

全ての汚水が、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽により適切に処理されることで、公共用水域の水質保全が図られています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
汚水処理人口普及率	88.0%	89.3%	91.7%

※総人口に対し、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽を利用できる（利用している）人口の割合

現状・これまでの取組

- 下水道普及率（下水道処理人口/総人口）は令和７年度末で 59.9%となっています。
- 農業集落排水施設の整備は、５処理区（出し山地区、関川地区、石岡西部地区、東成井地区、恋瀬地区）が完了しており、農業集落排水普及率（農業集落排水整備人口/総人口）は令和７年度末で 6.7%となっています。
- 合併浄化槽（高度処理）の設置について、令和７年度は 39 基に対して補助を行い、浄化槽人口普及率（合併処理浄化槽処理人口/総人口）は令和７年度末で 22.6%となっています。
- 汚水処理人口普及率（汚水処理人口/総人口）は令和７年度末で 89.3%となっています。

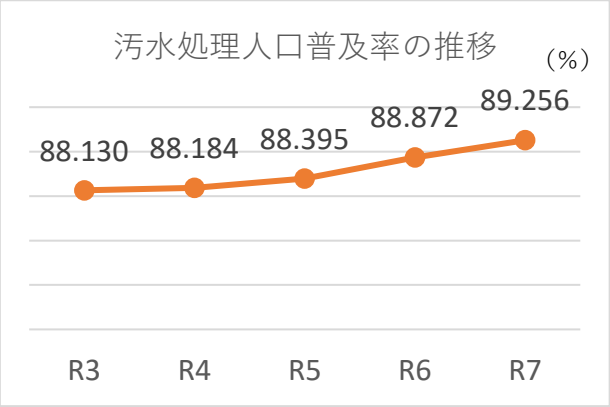

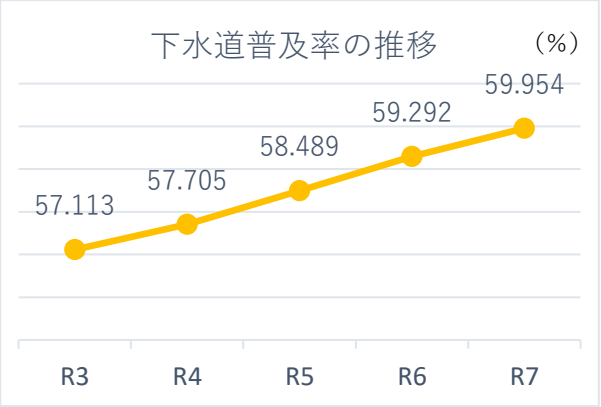

課題

- 令和７年度末における下水道普及率は、59.9 %であり、県平均の 66.4 %、全国平均の 81.8 %より低くなっています。
- 令和７年度末における汚水処理人口普及率は 89.3 %であり、県平均の 90.2 %、全国平均の 94.0 %よりは低くなっています。
- 地域の実情に応じて最も適した整備手法を選定し、下水道の未整備地区を合併浄化槽に見直すなどの対策も必要です。

関連計画

・茨城県霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画（平成 26 年度～令和 22 年度）
・茨城県生活排水ベストプラン（令和 5 年度～令和 14 年度）
・石岡市地域循環型社会形成推進地域計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
下水道の整備	下水道を効率的に整備するため、石岡地区、貝地地区、高浜地区を重点的に整備します。	下水道課
高度処理合併浄化槽の設置補助	既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を撤去し、新たに合併浄化槽(高度処理)を設置する場合や新築の住宅に合併浄化槽(高度処理)を設置する場合等に対して補助を行います。	下水道課

主要な取組における参考指標

下水道の普及率

本市における下水道の普及率
（下水道処理人口／総人口）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
57.0%	59.9%	64.5%

生活排水処理には色々な方法があります

下水道・農業集落排水・合併浄化槽のちがい

下水道は、市街地全体の多種多様な（家庭、学校、事業所、工場）排水による汚水を管渠により収集し、処理場で一括処理します（大規模集中型集合処理方式）。農業集落排水は、主に農業集落の家庭排水による汚水を管渠により収集し、処理場で一括処理します（小規模分散型集合処理方式）。合併浄化槽は、主に各家庭の排水による汚水を、各家庭の敷地に設置した浄化槽により、個別処理します（個別処理方式）。

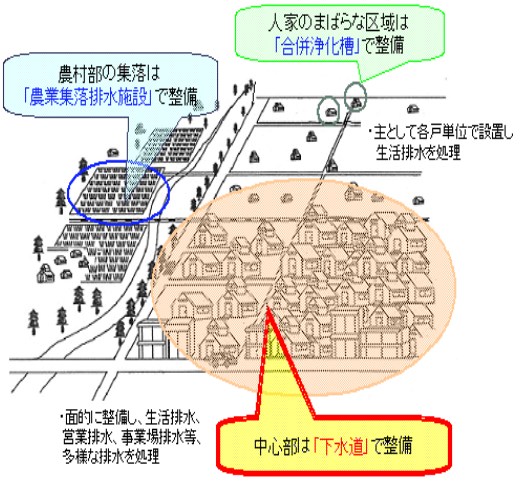

基本施策7　住宅の整備・空家対策

あるべき将来の姿

すべての市民が個々の状況にあった住宅で暮らすことができるとともに、特に中心市街地で顕著となっている空家の有効活用、適切な除却によって市民の快適な生活環境が確保されています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
市内において、持家の工事に取り掛かった件数（年間）	178 件	135 件	200 件

※茨城県　土木部住宅課公表の「茨城県住宅着工データ」より

成果指標	基準値（令和４年度）	目標（令和９年度）
市内の空家が解消された件数（累計）	41 件	76 件

※「空家等対策計画」に沿った措置により、空家が解消された件数

現状・これまでの取組

- 駅周辺の利便性の高い中心市街地内にある民間の優良賃貸住宅を活用し、高齢・障がい・子育て・新婚世帯を支援する「賃貸住宅ストック活用事業」を実施しています。補助対象者は横ばい状態にありますが、中心市街地への定住促進を進めています。
- 古い木造住宅について、耐震診断費用と耐震補強工事の費用の一部を補助し、耐震化率の向上に努めています。また、市民や市外からの転入者が、自ら居住する木造住宅を建築する場合に、建築費用の一部を補助しています。
- 市営住宅の長寿命化に向けて、長期的な視点に立った計画的な修繕と点検の実施による予防保全的な管理が重要になる事から、令和２年度から令和４年度にかけて法定点検に準じた点検を実施しました。安全・安心な住環境を維持するため「石岡市営住宅長寿命化計画」に沿った改善を実施しています。

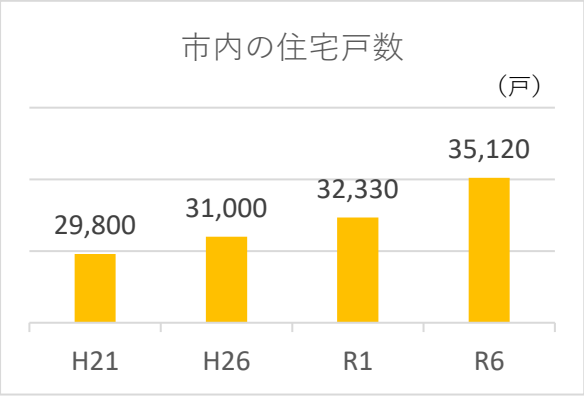

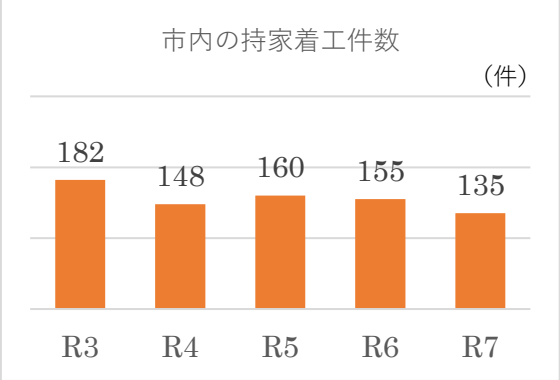

（茨城県　土木部住宅課公表の「茨城県住宅着工データ」より）

●平成 30 年度から、使用可能な空家の活用を目的に空家バンク制度を創設するとともに、制度の利用者に対し、不動産仲介料の一部を補助する空家バンク活用促進補助金制度を設け、利用促進を図っています。また、放置すれば倒壊する恐れがある住宅等を特定空家等に認定し持ち主へ指導を行っているほか、行政代執行により 1 棟の住宅を除却しました。

●通学路や避難路に面した危険なブロック塀に対し、撤去等を支援する「石岡市危険ブロック塀等撤去補助金」を活用し、災害時の安全確保を進めています。

課題

●「賃貸住宅ストック活用事業」を実施していますが利用者が低調な状況です。部屋の利用サイクルと需要のタイミングを勘案した利用率の向上が必要です。

●市営住宅については、老朽住宅の増加が見込まれるため、計画的な改修、更新を行う必要があります。

●耐震化率の向上には、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要です。そのためには、耐震診断の必要性や補助事業の活用を周知し、耐震改修を促進することで、地震等における既存木造住宅の被害の軽減を図る必要があります。

●調査により、全国平均や県平均では空家の割合は横ばいですが、本市では空家が増加していることがわかりました。

●空家の増加は、地域活力の低下にもつながります。空家の発生を抑制するとともに、老朽化が進んだ建物の利活用の推進や、管理不全になる前に適切に管理するための方策が必要です。

●空家の問題は複雑な事情や事象があることから、解消に向けて様々な関係者との連携や、さらなる体制強化が必要です。

関連計画

・石岡市営住宅長寿命化計画（令和 2 年度～令和 11 年度）
・石岡市耐震改修促進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）
・第二次石岡市空家等対策計画（令和 5 年度～令和 9 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
転入者等への住居確保に関する支援	中心市街地等への定住促進を図るため、市内外の方で、一定の要件を満たす場合には、建築費の一部や、賃貸住宅の家賃の一部を助成するとともに、制度利用を促進するための啓発に努めます。	建築住宅指導課

取組名	取組内容	担当課
市営住宅長寿命化改修事業	市営住宅ストックの長期活用を図るための定期点検及び、住棟改善事業費の平準化を図り、計画的な維持管理計画を推進し、安心・安全な住環境を維持するために「石岡市営住宅長寿命化計画」に沿った改善を進めます。	建築住宅指導課
空家等への対策	建物が管理不全になることを抑制するため、啓発や支援、住宅流通、適切な管理の促進を行います。また、空家の有効活用として、本市への移住・定住の促進や地域活性化を図るための空家バンク制度の利用者に対し、不動産仲介料の一部を補助する「空家バンク活用促進補助金」により、制度の利用を促進します。さらに特定空家に対する指導などを通して、適切な管理及び快適な住環境を確保します。	生活環境課 （空家相談室）

主要な取組における参考指標

長寿命化住棟改善棟数

石岡市営住宅長寿命化計画（改定）に基づく住棟改善棟数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和11年度）
0 棟	0 棟	6 棟

空家バンク制度の活用件数

空家バンク制度の活用で、空家が解消された件数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
3 件	11 件	5 件

特定空家等の改善件数

特定空家等に認定した件数のうち、改善した件数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
7 件	13 件	21 件

空家への適切な対策

特定空家等

市では、空家等の状況を調べて、以下のような空家を「特定空家等」と認定しています。

① 著しく保安上危険となる恐れのある状態

② 著しく衛生上有害となる恐れのある状態

③ 著しく景観を損なっている状態

④ その他放置することが不適切である状態

特定空家等に認定されると、所有者への必要な措置の助言や指導、勧告を行います。最終的には代執行を実施することもあります。

基本施策8　公園・緑地・自然環境の維持整備

あるべき将来の姿

すべての市民が、公園や緑地、豊かな自然環境が身近にあることで、やすらぎを感じています。

成果指標	基準値（令和３年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
公園や自然環境が身近にあり、やすらぎを感じている市民の割合	62.5%	67.9%	74.0%

※市民意識調査の結果。４段階の内、上位２段階（感じる・どちらかといえば感じる）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 公園は市民の憩いの場やオープンスペースとして利用されるほか、都市景観や災害時における防災施設としての役割など、幅広い機能を有しており、都市公園は市内に 26 箇所あります。
- 公園里親制度により、地域住民と協力しながら維持管理を行っています。
- 市内の都市公園については、供用開始後 50 年近い公園もあり、全体的に遊具等の老朽化が目立つため、安全性や快適性の向上を目的とした計画的な改築・更新を行っています。
- 本市には筑波山や霞ヶ浦に代表される自然の造形や田園空間等の豊かな自然環境が多く残されており、やすらぎを感じることができます。
- 無秩序な宅地化や違反建築を防止し、良好な住環境の確保に努めています。
- 令和 4 年度には、八郷総合支所複合施設の敷地内に、「さとのひろば」を整備しました。芝生広場や遊具などの設置により、子どもと楽しめる広場となっています。

【柏原池公園】

【石岡運動公園】

課題

- 公園を適正に管理していくために、行政と市民等が互いに協力しながら維持整備等を行っていく必要があります。
- 公園施設の老朽化が進んでいるため、石岡市公園施設長寿命化計画を改定し、計画的かつ効率的な維持管理や改築・更新等を行っていく必要があります。
- 里山における田園風景は水田を耕作する担い手の役割が大きい一方で、高齢化による担い手不足により田園風景が失われる危惧があります。

●茨城県と千葉県にまたがる霞ケ浦利根川等のいわゆる水郷の一体と筑波山・加波山などの山塊からなる水郷筑波国定公園や、県のほぼ中央に位置する吾国・愛宕県立自然公園が有する豊かな自然を、本市においても活かしていく必要があります。

●多様な生活スタイルの中、公園施設についても様々に利用されていますが、適正に利用していただくよう周知していく必要があります。

関連計画

・石岡市公園施設長寿命化計画（令和元年～令和 10 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
石岡市公園里親制度事業	公園里親を募集し、地域住民や地域の団体と協力しながら維持管理を行います。	都市計画課
石岡市公園施設長寿命化事業	石岡市公園施設長寿命化計画の改定を行い、計画的な施設の改築・更新を行うことで、誰もが安全で快適に利用できる公園を目指します。	都市計画課

主要な取組における参考指標

公園里親団体数

公園里親制度への加入団体数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
2 団体	0 団体	2 団体 ※維持目標

改築・更新公園数

石岡市公園施設長寿命化計画に基づく改築・更新公園数（累計）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
9 箇所	13 箇所	19 箇所

遊具や芝生で思いきり遊ぼう

市内の都市公園

買い物帰りに立ち寄れる公園、住宅街の中の遊具がある公園など、市内には 26 の都市公園があります。子どもから高齢者まで、市民の憩いの場として広く利用されています。

【上池(うわいけ)公園】

基本施策9　再生可能エネルギーの推進

あるべき将来の姿

再生可能エネルギーを利用する環境が整い、市民・企業・学校・行政等が CO_2 削減による地球温暖化対策を行っています。

成果指標	基準値（令和４年度）	目標（令和９年度）
省エネルギー対策を実施している市民の割合	70.0%	77.0%
再生可能エネルギーを導入している市民の割合	15.8%	36.0%

※市民意識調査の結果。２段階の内、上位１段階（実施している・導入している）を選択した割合

現状・これまでの取組

- 令和元年度に整備した本庁舎では、太陽熱や地中熱を活用した冷暖房システムを採用するなど、省エネルギーに取り組んでいます。
- 省エネルギーや再生可能エネルギー利用等に関して市民向け啓発活動を行っているほか、太陽光発電システムと接続して使用する家庭用蓄電池の導入について補助しています。
- 太陽光発電を推奨していく一方で、太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定して無秩序な太陽光発電開発の防止を図っています。
- 2050 年カーボンニュートラルの目標が国で掲げられるなど、地球温暖化対策に対する社会的要請が強まっています。市では、地域気候変動適応計画を策定し、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進しています。

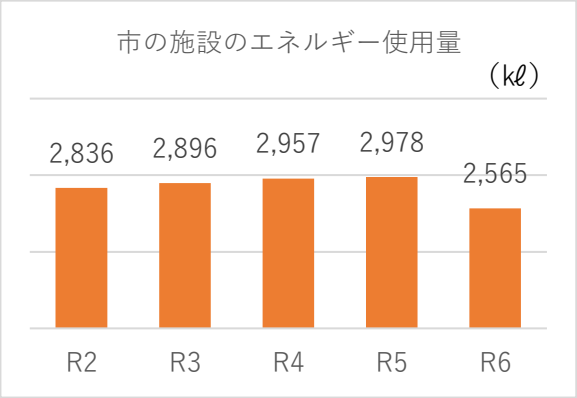

（原油換算エネルギー使用量）

課題

- 地球規模の環境問題に対応するためには、温室効果ガスの排出を総合的に減らしていくことが求められているため、市全体で取り組んでいく必要があります。
- 現時点では、公共施設でもエネルギー効率の良くない施設もあるため、施設を更新する際に、率先して太陽光発電や太陽熱利用等の自然エネルギーを導入していく必要があります。
- 各種情報提供を行い、家庭や学校・事業所等における意識改革を促進するとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発を進めていく必要があります。
- 温室効果ガスの排出量と吸収量を均一化（実質ゼロ）するカーボンニュートラルにより脱炭素社会を目指すため、先進技術を積極的に活用し市内企業と連携をとり、市全体でカーボンニュートラルに取り組んでいく必要があります。

関連計画

・いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）（令和４年度～令和 13 年度）
・石岡市地域気候変動適応計画（令和４年度～令和 13 年度）
・石岡市地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギービジョン（令和６年度～令和 12 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
環境保全対策	いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を実施し、エネルギーの有効利用等を検討します。	生活環境課
地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の取組	市域の自然的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に関する実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づいた取組を推進します。	生活環境課
地域気候変動適応計画の進捗管理	市域の自然・経済・社会条件に応じた気候変動適応計画に基づき、各部局の適応策の進行管理を行います。	生活環境課

主要な取組における参考指標

市の施設のエネルギー使用量（市長部局）

公共施設（市長部局）の原油換算エネルギー使用量（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和６年度）	目　標（令和９年度）
2,836kl	2,565kl	2,800 kl

市の施設のエネルギー使用量（教育委員会）

公共施設（教育委員会）の原油換算エネルギー使用量（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和６年度）	目　標（令和９年度）
1,544kl	1,438kl	1,466 kl

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて

ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和４年 10 月１日の市民の日に「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

ゼロカーボンシティとは、2050 年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を公表された地方自治体のことで、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標とするのは、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象が地球規模で深刻な問題となっていることによります。

本市でも、市民、事業者と一体となって、この目標を達成するとの決意表明として、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、カーボンニュートラルに向けた取組を推進しています。

基本施策 10　循環型社会の構築

あるべき将来の姿

市民・企業・学校・行政等が、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、限られた資源を有効活用しています。また、不法投棄のないきれいなまちになっています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
１人あたり１日の家庭系ごみの排出量	739ｇ	651ｇ	656ｇ

現状・これまでの取組

- 新しい広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」が令和３年４月から稼働したことで、従来は地域によって異なっていた分別方法が統一されています。
- 市民自らがごみ集積所を管理することで、分別やリサイクルの意識を高めています。
- 市内企業との連携により、プラスチック使用製品廃棄物を資源ごみとして収集し、再資源化・再商品化に向けた取組を進めています。令和５年度にはプラスチックの資源循環に関する実証事業を実施し、環境省公募事業の先進的モデル事業として採択されています。
- し尿は、市内全域を許可業者が汲み取りを行うことで、適正に処理を行っています。
- 市内全域に環境監視員を配置しパトロールを行うことで、巡回体制の強化と不法投棄の早期発見に努めています。

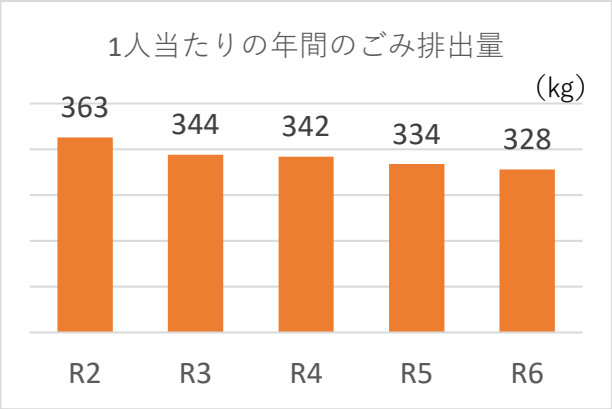

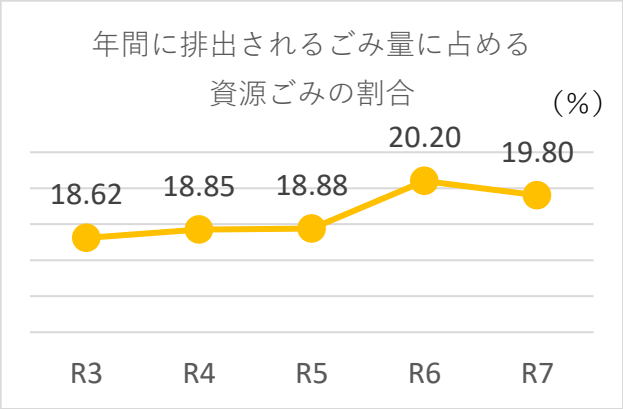

課題

- 子ども会等による資源ごみの回収については、実施する団体が減少傾向にあることに伴い、回収量も減少しています。
- 限られた資源の有効活用等に向けて、ごみの減量化と資源化を図り、循環型社会の構築に向けた取組をさらに強化する必要があります。
- 公道上や民地へのゲリラ不法投棄が増加しています。特に、交通量が少なく管理が行き届いていない場所が狙われやすい状況です。

関連計画

・石岡市一般廃棄物処理基本計画（令和２年度～令和 16 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
ごみ・廃棄物等の処理	ごみ収集のほか、環境監視員による巡回、不法投棄防止看板の作成・配布、不法投棄廃家電の処分等を行います。	生活環境課
ごみ減量・資源化推進事業	ごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、資源ごみの回収を年２回以上実施した団体に対し、補助を行います。	生活環境課

主要な取組における参考指標

事業系ごみ年間排出量

市内の事業系ごみの排出量（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
6,869 t	5,665 t	6,384 t

資源化率

排出されるごみの量に占める資源ごみの割合（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
17.24%	19.8%	19.50%

新広域ごみ処理施設

霞台クリーンセンターみらい

一般廃棄物処理の拠点として、石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町の４市町による新ごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が令和３年４月から稼働を開始しています。

資源の有効活用を図るため、焼却した際の熱エネルギーを回収・利用する「サーマルリサイクル」を採用することで、電力を賄うだけでなく、余った電力を売却して収益化します。

また、地域還元施設みらい交流館が令和５年４月１日から供用開始しました。

基本施策 11　環境保全の推進

あるべき将来の姿

河川や霞ヶ浦の水質が安定し、悪臭やアオコの発生がない状態です。
大気汚染、騒音・振動、悪臭、放射性物質等による健康被害の心配がなく市民が快適に生活できる環境が保全されています。

成果指標	基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目標（令和９年度）
恋瀬川のＢＯＤ（※）の値	1.2mg/L	1.0mg/L	1.2mg/L
霞ヶ浦のＣＯＤ（※）の値	6.4mg/L	7.5mg/L	6.4mg/L

※BOD：水質汚濁を示す代表的な指標。対象は河川。COD：水質汚濁を示す代表的な指標。対象は湖沼、海域。　※維持目標

現状・これまでの取組

- 本市では、霞ヶ浦に流入する河川を有し、下水道、農業集落排水施設及び合併浄化槽設置（高度処理）による汚水処理を進めています。
- 公害等が発生しないよう各種調査・分析を継続的に実施しています。また、公害等の問題が発生した際に早急な対応ができる体制づくりを行っています。
- 国の第 5 次環境基本計画において、「環境政策の根幹となる環境保全への取組は、ゆるぎなく着実に推進」することとされ、環境リスクの管理は、より一層重要視されています。
- 市内における不法盛土への対策として、クライシス監理官及び市職員による巡回や監視を行い、迅速な対応、指導をしています。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の継続的な水質調査や、不法盛土現場の土壌分析調査を実施しています。

課題

- 霞ヶ浦周辺の環境の変化などが霞ヶ浦の水質汚濁の原因となっているため、水質環境を保全する必要があります。
- 早期に合併浄化槽（高度処理）への転換を進めていくことが必要です。あわせて、合併浄化槽（高度処理）の法定検査や保守点検の必要性について周知が必要です。
- 有害化学物質の指定数は年々増加傾向にあるため、引き続き国・県の動向を注視し、情報の収集・提供に努める必要があります。
- 不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄への巡回等を引き続き実施し、速やかな対応や指導できる体制をより一層強化する必要があります。また、過去に産業廃棄物の不法投棄があった現場の水質調査は、発生から 30 年以上継続しているため、市民の要望を踏まえつつ調査見直しが必要です。

関連計画

・いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）（令和 4 年度～令和 13 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
霞ヶ浦浄化対策	霞ヶ浦の水質環境を保全するため、流入する河川の水質分析、清掃活動、合併浄化槽（高度処理）の設置推進を実施します。	生活環境課 下水道課
公害対策	公害防止のための巡回監視や、問題が発生した時に各種調査・分析を行い、地域の安全・安心を守っていきます。	生活環境課
不法投棄への対応	不法盛土や産業廃棄物等の不法投棄に対して、近隣自治体と連携し未然防止を推進するとともに、巡回や監視をより一層強化することで、迅速な対応や指導を実施していきます。	生活環境課

主要な取組における参考指標

食用廃油回収量

一般家庭から出る食用油の回収量（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
1,140L	1,790L	2,000L

公害関係相談件数

大気・水質・土壌・騒音振動・悪臭等の相談件数（年間）

基準値（令和２年度）	実績値（令和７年度）	目　標（令和９年度）
45 件	34 件	38 件

地域ぐるみで対策強化、不法投棄を許さないまちへ

不法投棄対策

近年、建築廃材や家電等をゲリラ的に不法投棄される事案が増えています。不法投棄は、交通量が少なく管理が行き届いていない土地が狙われやすい傾向にあります。

この対策として、市では環境監視員を、県では機動調査員を配置し、地域の巡回と早期発見に努めているほか、不法投棄防止の看板・鳥居等の配布を行っています。

また、土地の所有者や地域の皆様が日ごろから土地の管理・巡回を行うことにより、「管理されている土地」との印象が強くなり不法投棄の未然防止につながります。

令和５年５月２５日には小美玉市・かすみがうら市・茨城町と「廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、不適正残土等）広域連携ホットライン協定」を締結し、建築残土や廃棄物不法行為に関して、市町の連携により対応しています。